明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示の一部を改正する件（国土交通一一五五）　一

〔官庁報告〕

官庁事項

太平洋広域漁業調整委員会指示（太平洋広域漁業調整委一九、二〇）　10七

告　示

○国土交通省告示第千百五十五号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第百九十四条第一項第九号並びに同条第二項第一号、第三号及び第四号の規定に基づき、航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示（昭和五十八年運輸省告示第五百七十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十二月十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

第一条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項から第五項までを一項ずつ繰り上げる。

第十三条第三項第二号中「包装物」を「空の容器」に、「容器及び包装」を「当該容器」に改め、「、漏えい又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、同項第三号を削る。

第十四条第六項を次のように改める。

6　環境有害物質を収納した包装物の表面には、第4号の4様式によるラベルを付さなければならない。

第十五条第1項後段を次のように改める。

なお、国連番号の高さは、容器の許容質量若しくは許容容量が30キログラム若しくは30リットル以上、許容質量若しくは許容容量が30キログラム若しくは30リットル以下又はシリンダーの許容水容量が60リットル以下であって5キログラム若しくは5リットルを超える場合にあっては、6ミリメートル以上とする。

第十六条中第四項を削り、第五項に後段として次のように加え、同項を第四項とし、第六項を第五項とする。

なお、混合包装を意味する文字の高さは、12ミリメートル以上とする。

第十七条第1項第四号中「（火薬類を輸送する場合には、区分番号及び隔離区分とし、機械又は装置に含まれた危険物を輸送する場合には、内容物ごとの分類番号又は区分番号とする。）」を「（火薬類を輸送する場合には、区分番号及び隔離区分とする。）」に改める。

第十八条中第五項を削り、第六項を第五項とする。

第十九条を次のように改める。

（コンテナ又はパレットに対する表示）

第19条　第14条第1項の規定によりラベルR以外の第2号様式によるラベルを付さなければならない輸送許容物件が収納されているコンテナ又はパレットには、当該ラベルが容易に視認できる場合を除き、当該輸送許容物件の分類若しくは区分又はそれらが収納されていることを示すタグを見やすいように表示しなければならない。なお、タグは次の各号に定める要件に適合するものでなければならない。

一　両面の縁に赤色の斜線を有すること。

二　幅148ミリメートル、高さ210ミリメートル以上の大きさであること。

2　第14条第2項の規定により第3号様式によるラベルを付さなければならない輸送許容物件がコンテナ又はパレットに収納されている場合には、当該ラベルが容易に視認できる場合を除き、旅客機以外の航空機に限り輸送が許容される旨を、当該タグに表示しなければならない。

3　当該輸送許容物件を取り卸した後、当該タグを直ちに取り外さなければならない。

第二十三条第1項第四号イ中「高圧ガス」の下に「（国連番号が2037、3478及び3479の物件を除く。以下この号において同じ。）」を加える。

第二十五条第1号中「及び林業」を「、林業、雪崩制御、アイスジャム制御及び地滑り抑制」に改める。

別表第一（備考1から備考六までに係る分を除く。）を次のように改める。